

メールマガジン SAMPLE

2017年4月27日配信

メールマガジン No.424

2017. 4. 27

一般社団法人 日本介護支援専門員協会
メールマガジン No. 424

…… 【 お知らせメニュー 】 ……

1. 社会保障審議会介護給付費分科会（第137回）
 - －平成30年度介護報酬改定に向けた今後の検討の進め方について
 - －介護報酬改定に向けた議論がスタート

【1】 社会保障審議会介護給付費分科会（第137回 H29. 4. 26）

◆報酬改定議論、キックオフ◆

□平成30年度介護報酬改定に向けた議論がスタートしました。主な進め方（スケジュール）は平成27年度改定時とほぼ同様です。今年の夏頃までに「平成27年度介護報酬改定に関する審議事項」における宿題事項や、介護保険部会意見書、療養病床の在り方等に関する特別部会意見書等に盛り込まれた内容を踏まえて、各サービスの主な論点について総論的な議論が行われます。

□また、介護給付費分科会に委員を選出していない事業者団体等からのヒアリングも行われ、おおむね月2回のペースで議論が進められます。

□秋頃～12月にかけては、介護事業経営実態調査の結果も踏まえつつ、各介護サービスの具体的な各論の議論に移ります。12月中旬には、報酬・基準に関する基本的な考え方ととりまとめを行い、年末に予定される政府の予算編成過程での改定率決定を受け、平成30年1～2月頃に介護報酬改定案の諮問・答申が行われる運びです。（同時改定ですので改定率は、診療報酬、介護報酬、障害福祉サービス等報酬が同時に決定します。改定率は中医協や社会保障審議会ではなく、政府が決定します。）

□ただし、地方自治体における条例の制定や改正にかかる期間を踏まえ、基準に関しては報酬よりも先行してとりまとめを行う予定です。

□検討事項の例として挙げられたのは、次の内容です。

- ・通所リハビリテーションと通所介護の役割分担と機能強化
- ・小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の、サービス

- ・ 提供量の増加や機能強化・効率化の観点からの人員基準や利用定員等のあり方
- ・ 特別養護老人ホームの施設内での医療ニーズや看取りに、より一層対応できるような仕組み
- ・ 入退院時における入院医療機関と居宅介護支援事業所等との連携
- ・ ロボット・ICT・センサーを活用している事業所に対する報酬・人員基準等のあり方
- ・ 訪問介護における生活援助を中心にサービス提供を行う場合の緩和された人員基準のあり方
- ・ 介護医療院の報酬・基準や各種の転換支援策

◆キックオフはテーマを絞らず意見はフリーに◆

□この日は、検討の進め方を確認したあと、各委員がそれぞれの立場から次期介護報酬改定全体を見据えた発言をしました。

□当協会の鷲見よしみ会長は、次の発言をしました。

「評価については、サービスに結びついている専門職によってケアの成果が見える形で評価されるべきことと思うが、高齢者であっても、人が疾病や障害を受け入れるまでには時間がかかり、さらに自立していこうと生活を立て直すのには周囲の人々暮らしに対する影響も踏まえて、多くの専門職のサポートが必要となってくる。ここまでをいかに適切な支援がなされるかによってその方自身の自立への道筋が見えてくる。しかしながら、このあたりの評価は見えにくいところではあるが、例えば退院が困難なケースの退院がスムーズに行われたとか、看取りがうまくいったなどの結果をもたらしたものは、協働作業、プロセスをしっかりと評価してほしいし、評価すべきであると思う。

今までの介護保険制度をより良くするための議論を積み上げてきたところではあるが、現在ひしひしと人材の不足や現実が身の回りで感じられるようになり、今回の改定は弾力性を持たせるようになると想像がつくところである。効果的な運用になるよう、人でなくてはならないこと、専門職でなければならないことを明確にしながらか進めていっていただきたい。いろいろなものが出てくると利用者がどう選んでいいのかわかり、自分達が選んでいく根拠がどこにあるのかわかりにくくなるばかりである。利用者にとって使いやすい、頼りになる改定になることを望む。

居宅介護支援事業所の管理者の役割の明確化等については、居宅介護支援事業所の経営状態として管理者イコール経営者ではないケースがかなりある。このあたりが公正中立の課題としてあげられている。管理者の役割を明確化するだけではケアマネジャーが板挟みになることが懸念される。経営者の責務や法人、会社の責任まで言及していただく必要があると思う。」

◆フリートーキングから◆

□利用者を代表する立場の齊藤秀樹委員（全国老人クラブ連合会常務理事）は、

「制度の持続性をどうしていくのかは大きな問題であり、効率化・適切化も避けて通れない問題だが、介護の社会化を確保する観点においては、サービスの質と量を合わせて考えていくべき」と述べました。また、要支援者の訪問介護と通所介護が地域支援事業に完全移行したことを踏まえ、「多様な担い手をどう広げるのか、そのためにどのような支援策が必要なのかについても議論を深めていく重要なポイントになる」と述べました。

□亀井利克委員（三重県国民健康保険団体連合会理事長：名張市長）は、「介護保険が複雑化してわかりにくくなっている」と指摘しました。その対策として「加配方式から脱却すべきだ」と主張し、「サービスのパフォーマンスやアウトカムを評価すれば、簡素効率化に向かうのではないか」と述べました。合わせてペーパーワークが多いことについても指摘しました。

□ペーパーワークの多さについては、松田晋哉委員（産業医科大学教授）も大きな問題として捉え、「地域単位で事務を共同で行えるような新しい仕組みが作れるとよいのではないか」と提案しました。

□支払い側の本多伸行委員（健康保険組合連合会理事）は、総報酬割の導入により、保険料負担が近年あり得ないほど急激に増加している状況を訴え、「適正化すべきものはしていかないといけない」「今後の議論では適正化の視点も示してほしい」と要望しました。

◆適切なケアマネジメントの推進に関連して◆

□保険者の立場から大西秀人委員（全国市長会介護保険対策特別委員会委員長：高松市長）は、「ケアマネジメントの公正中立の確保について、制度の理念に外れたようなサービスの抱え込み事例が出てきており、現場でも苦慮している。ここで十分検討し、仕組みの見直しや介護報酬改定等での対応をはかってほしい」と求めました。

□鈴木邦彦委員（日本医師会常任理事）も、「サービス付高齢者向け住宅等の不適切事例については是正すべき」とし、「地域においては悪貨が良貨を駆逐することになるので今回の改定でやるべきだ」と強調し、蒲原老健局長に詰め寄りました。

□同じく適切なケアマネジメントを推進するため、特定事業所集中減算の見直しが課題となっていることについて瀬戸雅嗣委員（全国老人福祉施設協議会副会長）は、「廃止の方向で検討を進めてほしい」と述べました。

◆今後の検討事項の例として提示された内容について◆

□「入退院時における入院医療機関と居宅介護支援事業所等との連携」に関連して齋藤訓子委員（日本看護協会常任理事）は、「入退院にかかわらず医療職とケアマネジャーとの連携は、いろいろなサービスで必要だ。複雑なニーズを持っている

る方々のケアプラン作成は、ケアマネジャーの求めに応じて、助言・支援等が適切に受けられる仕組みを今回の改定で考えていくべきである」と指摘しました。

□「ロボット・ICT・センサーを活用している事業所に対する報酬・人員基準等のあり方」について稲葉雅之委員（民間介護事業推進委員会代表委員）は、「その開発や介護現場への導入は推進していかなければいけない重要課題」との認識を示しました。その上で、「目的は、技術を導入することで、ケアの効率化や質の確保を前提とした生産性の向上が図られ、利用者や従事者の安全性確保、介護労働の環境整備が進むことであり、機器等の導入そのものが目的ではない。質の向上や安全性の確保等のエビデンスの検証も含めて、人員基準の緩和や報酬への反映をしてほしい」と要望しました。

□「訪問介護における生活援助を中心にサービス提供を行う場合の緩和された人員基準のあり方」について稲葉委員は、「生活援助サービスは単なる家事援助の代替えではない」と主張。「利用者の在宅において日常生活を送る上で、最後まで生活を基本としたケアマネジメントにもとづく自立支援として提供されている専門的サービスであることを踏まえた上で、慎重に検討されたい」と要望しました。

□及川ゆりこ委員（日本介護福祉士会副会長）は、「効率化は大事であり、介護現場は人手不足で疲れ切っていることもあるが、それだけを考えるのではなく、利用者のQOLをどう守っていくかをきちんと考えなければならない」と述べました。「ロボット・ICT・センサーを活用する際の人員基準のあり方についても、「利用者のQOLを第一に考えて議論させてほしい」と述べました。

□生活援助の人員基準緩和については、伊藤彰久委員（日本労働組合総連合会総合政策局生活福祉局長）も、サービスの質の確保の観点での議論を重視すべきとして「質と量を合わせて考えるべき」と指摘しました。

◆地域共生社会と地域包括ケアの位置関係は？◆

□今回の議論の前提として、鈴木委員は、「地域共生社会と地域包括ケアシステムの構築との関係性、位置関係はどのようになっているのか？」と質問しました。

□これについて、老健局の日原総務課長は、「地域共生社会は、必要な支援を包括的に提供する地域包括ケアの概念を、障害者、子どもの分野に広げたもの」「地域共生社会は地域包括ケアシステムの上位概念である」と説明しました。

□田中滋分科会長（慶應義塾大学名誉教授）は、研究者として一委員の立場から、「地域共生社会は全ての住民が意識し、誰もが助け合っていくという『理念』である。対して、地域包括ケアシステムは、例えば地域ケア会議や地域ケアマネジメントなど具体的中身が伴っている『仕組み』である。両者は対決するものではなく位置づけが違う」との考えを述べました。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000163532.html>

.....

※メールマガジンのバックナンバーは、ホームページの会員専用頁に掲載しています。

※メールアドレスの変更等、会員登録情報の変更に関しては下記ページにて承っております（会員専用頁＞会員情報変更）。

https://www2.jcma.or.jp/jcma_member/member/login.aspx

※システムの都合上、同じメールアドレスで複数の方が登録されている場合、ご登録いただいた人数分が配信されてしまいます。

できましたら、個人アドレスへの変更をお願いできれば幸いに存じます。

※本メールの送信アドレスに、返信やお問い合わせを頂いてもご返答することができません。ご不明な点・ご質問などございましたら、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

※メールが崩れて見える場合は「MS ゴシック」や「Osaka 等幅」など等幅フォントでご覧ください。

発行：一般社団法人 日本介護支援専門員協会

メール info@jcma.or.jp

ホームページ <http://www.jcma.or.jp>

〒101-00052 東京都千代田区神田小川町1丁目11番地 金子ビル2階

TEL. 03-3518-0777 FAX. 03-3518-0778

◆個人情報保護方針について

<http://www.jcma.or.jp/corp/privacy/index.html>
